

居宅介護支援事業所重要事項説明書

1. 別海町居宅介護支援事業所の概要

(1) 事業所の設置主体

名称・法人種別	別海町居宅介護支援事業所 別海町
代表者名	別海町長 曾根 興三
本社所在地・電話	野付郡別海町別海常盤町280番地 別海町役場 0153-75-0883
業務の概要	居宅介護支援

(2) 居宅支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	別海町居宅介護支援事業所
所在地	別海町別海常盤町280番地 別海町役場内
管理者氏名	大道 詳子
事業者指定番号	居宅介護支援事業 0174200121(高福第1604号)
サービス提供地域	別海町全域

(3) 事業所の職員体制

職種	人員	従事するサービス種類、業務
所長	1名	職員の管理・業務の実施状況の把握・介護支援専門員兼務
介護支援専門員	3名	介護サービス計画の作成等

(4) サービス提供時間

月曜日から金曜日	午前8時45分～午後5時30分
土・日・祝祭日及び年末年始(12/31～1/5)は休業	

(5) サービスについての相談窓口

電話番号	0153-75-0883
※ 当事業所では緊急時の場合などにおいて、24時間連絡体制を確保しています。	

2. 運営方針

(1) 要介護状態になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営む

ことができるよう配慮し援助を行います。

(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス

ス及び指定居宅サービス等が多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行います。

(3) 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立

つて、利用者に提供されるサービスが特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。

(4) 事業所の運営にあたっては、地域包括支援センター、指定居宅サービス事業所、他の指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等との連携に努めます。

3. 介護支援の提供方法、内容

(1) 相談体制 利用者からの相談に適切に対応いたします。

(2) 居宅介護サービス計画原案の作成

利用者又は家族のご希望並びに利用者について把握した課題に基づき、居宅サービス等が提供される体制を勘案して提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供するうえでの留意点を盛り込んだ居宅サービス原案を作成いたします。

(3) 介護サービス計画の作成

(4) サービス担当者会議

介護サービス計画原案の内容について専門的な見地から意見を求めるため、計画を新規に作成した場合、要介護更新認定を受けた場合、要介護状態区分の変更の認定を受けた場合等に担当者会議を開催いたします。

(5) 居宅訪問・モニタリング

居宅サービス計画に当たり、居宅訪問による面接調査を行います。また、当該計画作成後、毎月、利用者の居宅を訪問し利用者及び家族と面接し居宅サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)を行います。

(6) その他 利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うために必要と認められるサービスの提供を行います。

4. 利用料及びその他の費用

(1) 利用料

居宅介護支援については、利用者の負担はありません。

※ただし保険料の滞納により保険給付金が直接事業者を支払われない場合は1ヶ月につき要介護度に応じて下記の料金をいただき、当事業所から居宅介護支援提供証明書を発行いたします。この居宅介護支援提供証明書を後日別海町の介護保険担当窓口へ提出しますと全額払い戻しが受けられます。

〔 利用料金 (15%地域加算、特定事業所加算Ⅱを含む) 〕	要介護1・2	16,700円
	要介護3・4・5	20,440円

また、初回加算、入院時情報連携加算、退院退所加算、通院時情報連携加算等がありますので、必要時にご説明いたします。

(2) 交通費

別海町にお住まいの方は無料です。

5. サービスの開始と終了について

(1) サービス利用開始

まずはお電話等でお申し込みをいただきます。その後当事業所職員がお伺いします。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

・文書でお申し出下されればいつでも解約できます。

②自動終了

以下の場合には双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します。

・利用者が死亡した場合

・利用者が介護保険施設に入所した場合

・利用者の要介護認定区分が、非該当及び要支援1・2と認定された場合

③利用者や家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し

がたいほどの背信行為を行った場合

- ・通知文書により即座にサービスを終了させていただく場合があります。

6. ケアマネジメントの公正中立性の確保

- (1) 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合、各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合を説明します。
- (2) 介護サービス情報公表制度において公表します。

7. 緊急時又は事故発生時の対応

サービス提供にあたり事故、利用者の体調の急変や事故が発生した場合は、事前の打合せに基づき家族及び主治医、救急機関等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

医 療 機 関 等	主治医の氏名 住所・電話番号
緊 急 連 絡 先	氏 名 住所・電話番号

8. 秘密保持と個人情報の保護

事業者及び担当者である介護支援専門員及びその他の従業員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく漏らすことはありません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。事業者は予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。

9. サービス内容に関する苦情

利用者から苦情のあった場合は利用者や指定居宅サービス事業所等から事情を聞き、苦情に係る問題点を把握の上、対応策を検討し、必要に応じて利用者説明することなど迅速かつ適切な対応を行います。また、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービスに対する苦情の国保連申し立てが円滑に出来るよう、国保連窓口の紹介・苦情申立書の作成援助等、利用者に必要な援助を行います。

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

別海町居宅介護支援事業所	電話番号 0153-75-0883 Fax 番号 0153-75-2773 相談員(責任者) 大道 祥子 対応時間 月曜日から金曜日 午前8時45分～午後5時30分
--------------	---

○公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

別海町介護保険相談窓口 介護支援課介護保険担当	所在地 別海町別海常盤町280番地 電話番号 0153-74-9643 Fax 番号 0153-75-2773 対応時間 月曜日から金曜日 午前8時45分～午後5時30分
北海道国民健康保険 団体連合会(国保連)	所在地 北海道札幌市中央区南2条西14丁目 電話番号 011-231-5161 Fax 番号 011-233-2178 利用時間 月曜日から金曜日 午前9時～午後5時

10. 衛生管理

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策・指針は、別海町感染症対策庁内連絡会議の結果に準じ、その結果を介護支援専門員に周知徹底します。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のため、研修及び訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます

11. 事業継続計画の策定

- (1) 感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供が受けられるよう、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施します。

12. 虐待の防止

- (1) 虐待の防止に関する責任者を配置しています。
虐待の防止に関する責任者 別海町居宅介護支援事業所 所長 大道 詳子
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 虐待等に係る苦情解決の体制を整備しています。
- (4) 虐待の防止のために、従業員に対する研修を実施します。

13. その他運営についての留意事項

- (1) 適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から別海町職員のハラスメント防止等に関する要綱に規定するとおり措置を講じます。

【説明確認欄】

令和 年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 別海町居宅介護支援事業所

説明者 _____ 印

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

(利用者) 氏名 _____ 印

(代理人又は立会人
氏名 _____ 印)

[R 6. 4. 1 改]